

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和4年）

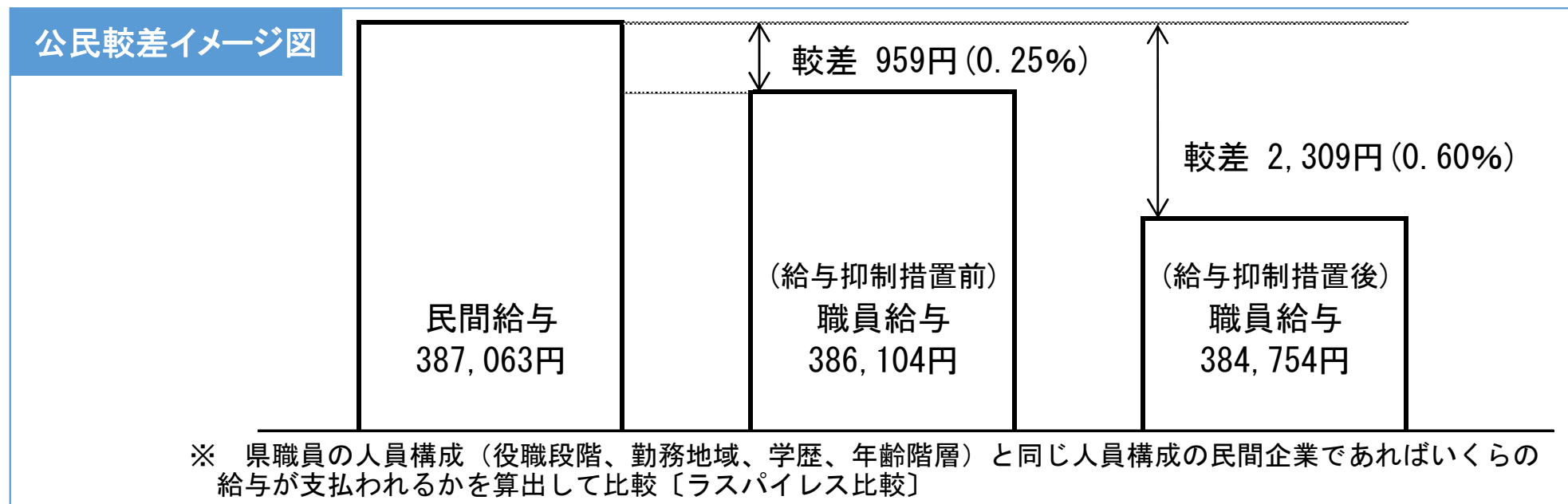
令和4年10月13日  
兵庫県人事委員会

# 公務と民間の給与水準の比較

## ①月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員が民間を給与抑制措置（管理職手当12%減額）前で959円（0.25%）下回っている。

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
本県	387,063円	386,104円	959円 (0.25%)	給与抑制措置前
		384,754円	2,309円 (0.60%)	給与抑制措置後
(参考) 国	405,970円	405,049円	921円 (0.23%)	



## ②特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、職員が民間を0.12月分下回っている。

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	4.42 月	4.30 月	0.12 月
(参考) 国	4.41 月	4.30 月	0.11 月

# 給与改定の内容等

## 3年ぶりに月例給与、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔959円（0.25%）〕を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.10月分） ※令和4年4月遡及適用

### 1 給料表

若手職員（30歳台半ばまで）の給料を4,000円の範囲で引上げ（平均改定率：0.3%）

〔初任給月額〕 行政A（大卒程度）188,700円 → 191,700円（+3,000円）  
行政B（高卒程度）154,900円 → 158,900円（+4,000円）

### 2 期末・勤勉手当

民間との差が0.12月のため、支給月数を年間で0.10月分引上げ

現行4.30月分→4.40月分（勤勉手当：+0.10月）

〔その他の職員の支給月数〕 ・再任用職員 2.25月分→2.30月分（勤勉手当：+0.05月）  
・任期付研究員等 3.25月分→3.30月分（期末手当：+0.05月）

〔参考〕職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢42.3歳、平均経験年数20.5年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	381,470円	4.30月	6,232,000円	53,000円 (0.85%)
改定後	382,373円	4.40月	6,285,000円	

※若手職員（25歳）の場合：年間給与 改定前3,656千円→改定後3,732千円（+77,000円（2.11%））

### 3 その他

- 令和5年度からの定年の段階的引上げについて、制度が円滑に導入されるよう適切に対応。
- 人事院は、人材の確保や勤務環境の整備など様々な取組を進める中で、給与面においても、給与制度のアップデートに向けて、65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与水準、地域手当をはじめ諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直しなど一体的に取組を進めるとしており、今後の人事院の検討の動向を注視しつつ、必要な検討を行っていく。

# 人事行政における諸課題①

## 人材の確保及び育成

### ア 職員採用の強化

- 「躍動する兵庫」を実現し、新しい未来を創造するため、失敗を恐れず、自ら考え、柔軟な発想を持って挑戦し続ける人材を確保
- 採用困難職種は、合格発表の早期化を含め受験しやすい試験方式、処遇の改善等を引き続き検討する必要
- 民間志望者も含めた幅広い対象者に対し、県職員の魅力とやりがい、知事のトップセールスと併せてしっかりと伝えていくことが必要
- オンラインでの説明会のほか動画コンテンツやSNSによる発信を充実するなどスマホ世代を意識した広報を強化

### イ 中長期視点に立った人材の育成

- 今後の重点取組や施策を取りまとめた新たな「人材育成基本方針」を策定し、「躍動する兵庫」を担う人材の育成を計画的・戦略的に進めていく必要

### ウ 女性の活躍推進

- 「ひょうごアクション8」の目標達成に向け、キャリア支援、ライフステージに応じた研修の充実等、女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に引き続き取り組む必要

## 能力と実績に基づく人事管理

- 定年の引上げや国の人事評価制度改正にも留意しながら、評価結果を任用、給与等により適切に反映し、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用することが重要

# 人事行政における諸課題②

## 働き方改革と勤務環境の整備

### ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- 業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに取り組むとともに、組織全体として、ICTの活用等による業務改革や適正な職員配置を更に進めていくことが重要
- 特に新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする超過勤務の縮減に向け、特定の所属や職員に業務が集中しないよう、業務執行方法の見直し等を図るとともに、健康障害防止に万全を期す必要
- 教職員の業務量の適正管理に向けた取組を強力に推進するとともに、教職員の負担軽減を図るため、学校現場を支援する取組を引き続き進める必要
- 教員未配置問題も教職員の多忙化の一因となっていることから、不足解消に向けた人材確保を含め対策強化が不可欠

### イ 仕事と生活の両立支援

- 育児休業等の制度が十分活用され、男女ともに、不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要
- フレックスタイム制については、今後の働き方改革の進展に合わせて、より利用しやすいよう、適宜、制度面・運用面の見直しを検討する必要
- 在宅勤務制度については、利用促進を図るとともに、経済的な負担軽減の措置について、引き続き民間企業の状況を把握するとともに、国や他の都道府県の動向も注視しつつ、在宅勤務関連手当について検討

### ウ 職員の健康管理

- 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するとともに、職員の健康状態やメンタルヘルスへの影響等の把握に万全を期す必要

### エ ハラスメントの防止

- 依然としてハラスメントによる相談事案や懲戒処分事案が発生しているため、所属長等が職場で十分に注視し、相談しやすい環境整備を更に進めるなど、一層徹底した取組が必要

# 人事行政における諸課題③

## 高齢期の雇用

- 高齢層職員の活躍を促し、知識や経験を活用するために、その役割を明確化し、職員が意欲的に働き続けられるよう、60歳以降の任用や給与について、丁寧な情報提供を行うとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要
- 役職定年制に伴い非管理職に異動する職員の人事配置については、能力や適性、本人の希望を踏まえ、丁寧に進めていく必要
- 再任用制度は、職員の希望にも配慮した勤務形態による任用や配置等に取り組む必要
- 教育職の再任用職員の給与については、定年の引上げに係るより円滑な人事管理や不足する人材の確保の観点踏まえたモデル給料表の作成を全国人事委員会連合会に働きかけていく
- 能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上が必要

## 臨時・非常勤職員の任用等

- 公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定し能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要。会計年度任用職員の勤勉手当について、国は期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る運用状況等も踏まえ検討すべき課題としており、国の検討状況や他の都道府県の状況を注視しつつ総合的に検討していく必要

## 公務員倫理の徹底

- 体罰やセクハラなどの不祥事が依然として発生しているため、懲戒処分の指針をより明確化するなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要

## おわりに

- 管理職手当の減額措置(12%)は、勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されている。地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。しかし、減額措置が長期にわたり常態化している。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるよう要請する。

## 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 5 9 回 定 例 会  
第 7 日 ( 1 0 月 2 4 日 )

### 1 開 議 宣 告

### 2 諸 般 の 報 告

#### (1) 新 任 者 の 紹 介

井 上 真 二 教 育 委 員 会 委 員

#### (2) 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勸 告 に つ い て

#### (3) 提 出 さ れ た 意 見 書 案

### 3 議 案 一 括 上 程

認 第 1 号 不 認 第 2 3 号

#### (1) 委 員 会 審 査 報 告

##### ① 口 頭 報 告

春 名 哲 夫 決 算 特 別 委 員 会 委 員 長

#### (2) 委 員 長 報 告 に 対 す る 質 疑 ( 終 局 )

#### (3) 討 論

入 江 次 郎 議 員 ( 反 対 )

#### (4) 表 決 ( 採 決 方 法 別 紙 の と お り )

### 4 請 願 一 括 上 程

#### (1) 委 員 会 審 査 報 告

( 請 願 の 審 査 結 果 報 告 一 覧 表 配 付 )

##### ① 文 書 報 告

総 務 、 健 康 福 祉 、 文 教 の 各 常 任 委 員 会 委 員 長

#### (2) 委 員 長 報 告 に 対 す る 質 疑 ( 終 局 )

#### (3) 討 論

い そ み 恵 子 議 員

#### (4) 表 決 ( 採 決 方 法 別 紙 の と お り )

5 意見書案一括上程

意見書案第119号ないし意見書案第129号

- (1) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (2) 表 決（簡易採決）

6 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

7 閉 会 宣 告

8 閉会あいさつ

議 長

知 事



本日議決予定の議案（議決順）

第 3 5 9 回 定例会

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

（9月20日に提出された議案）

1 起立採決

- 認 第 1 号 令和3年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 2 号 令和3年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 4 号 令和3年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 5 号 令和3年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 10 号 令和3年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 11 号 令和3年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 15 号 令和3年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 16 号 令和3年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 認 第 17 号 令和3年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 認 第 18 号 令和3年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 認 第 20 号 令和3年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 認 第 22 号 令和3年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 認 第 23 号 令和3年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

2 簡易採決

- 認 第 3 号 令和3年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 6 号 令和3年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定

- 認 第 7 号 令和3年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 8 号 令和3年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 9 号 令和3年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
  
- 認 第 12 号 令和3年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 13 号 令和3年度兵庫県基金管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 14 号 令和3年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 19 号 令和3年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 認 第 21 号 令和3年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定

本日議決予定の請願（議決順）

第359回定例会  
令和4年10月24日

I 審査結果報告

1 起立採決（委員長報告、不採択）

第69号 日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書提出の件

2 起立採決（委員長報告、不採択）

第70号 福祉施設の諸物価高騰等にかかる財政的支援を求める件

3 起立採決（委員長報告、不採択）

第72号 学校給食への公的補助を強め、給食無償化の推進を求める件

4 簡易採決（委員長報告、採択）

第71号 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める国への意見書提出の件

第 3 5 9 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 7 号）

令和 4 年 1 0 月 2 4 日  
午前 1 1 時開議

- 第 1 認第 1 号ないし認第 2 3 号  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 2 請 願  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 3 意見書案第 1 1 9 号ないし意見書案第 1 2 9 号
- 第 4 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

請願の審査結果報告一覧表

第359回定例会

令和4年10月24日

委員会名	請願番号	件名	審査結果	備考
総務 常任委員会	第69号	日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健康福祉 常任委員会	第70号	福祉施設の諸物価高騰等にかかる財政的支援を求める件	不採択とすべきもの	
文教 常任委員会	第71号	私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める国への意見書提出の件	採択すべきもの	意見書
文教 常任委員会	第72号	学校給食への公的補助を強め、給食無償化の推進を求める件	不採択とすべきもの	

## 意見書案提出書

令和4年10月3日開催の本委員会において、別紙「私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者 文教常任委員会

委員長 前田ともき

## 意見書案 第 119 号

### 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書

本県の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び短期大学）は、各々の建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、国際情勢が緊迫化し、急激な円安をはじめとして経済が混乱する中で、少子・高齢化が更に進行していくことが予想されている。このような状況にあっても、今後も持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせる必要がある。

また、子供たちが発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けるため、学校の ICT 化をはじめ、安全確保に必要な学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調、換気設備等の整備を進めるなど、教育環境の整備、充実が重要である。

私立学校が有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となる ICT 等の教育環境の整備への国公立を問わない支援が喫緊の課題となっている。

授業料支援についても、私立高校における支援金格差の是正や支援金上限額の見直しとともに、私立小中学校の児童生徒への経済的支援の拡充などが強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置は、我が国の将来の発展に極めて重要である教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

よって、国におかれては、私立学校の教育の重要性を認識され、教育基本法第 8 条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私立学校に対する助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀





## 意見書案提出書

別紙「部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書

学校における部活動は、学級・学年単位とは異なる集団での活動を通じ多様な子どもが活躍できる場である。しかし、子どもの人数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行により、部活動の小規模化、希望する部活動が設置できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

一方、これまで部活動は、教員による献身的な指導のもとで成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であった。また、指導経験のない教員にとっては多大な負担であるとともに、子どもたちにとっても望ましい指導を受けられない等の弊害が生じている。

そのような状況の中、文部科学省においては、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる改革が必要として、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を示し、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」において、令和5年度から令和7年度末を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行することが提言された。

しかし、地域におけるスポーツ団体・施設等の活動環境の整備、専門性や教育者としての資質を有する指導者の確保、「兼職兼業」の在り方、会費や使用料等の費用負担の在り方、関連諸制度の整備等、部活動の地域移行に対する課題は多く、拙速にするのではなく、各地方公共団体に対する十分な予算措置と体制が求められている。

よって、国におかれては、休日の部活動の段階的な地域移行を始めるにあたり、指導者の資質を確保することも含めた具体的な制度設計の提示並びに必要な予算措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀



## 意見書案提出書

別紙「空き家対策の強化等を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少や家族構成の変化等により、空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理がされていない空き家は、周辺への安全性の問題や公衆衛生の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成 30 年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は 848 万 9 千戸、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.6%で、そのうち、別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家等その他の住宅は 348 万 7 千戸と、いずれも過去最高であった。

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となったが、所有者が不明の場合に略式代執行により行う除却等については、市町の財政的な負担が大きく、適切に対応しきれていないのが現状である。

また、特定空家等で勧告されたものについては、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外措置がなされることになったが、勧告されていないものについては、適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しいといった問題もある。

よって、国におかれては、空き家対策を強化するとともに、特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助を現行の 5 分の 2 から拡充すること。また、空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空き地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 所有者不明空家等（土地含む）の財産管理人選任申立てにかかる予納金に対し、跡地の利用を問わず財政支援を行うこと。
- 3 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、市町が適切に住宅用地特例を解除できるよう居住実態がなくなつてからの期間等の具体的な基準を明確にするなどの制度改正を行うこと。また、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと。

- 4 空き家を有効に活用できるようにすることが重要で、現存する住宅資源を生かすことを促進し、中古住宅の流通をしやすくできる施策の拡充へ税財政制度を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 10 月 24 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

}  
}

様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀





## 意見書案提出書

別紙「スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書

新たな産業や雇用の創出、産業競争力の強化、地域経済の活性化、そして社会課題の解決には、スタートアップにより生み出されるイノベーションが必要であり、スタートアップの育成支援が求められる。

国では、本年をスタートアップ創出元年と位置づけ、年末までに育成のための5か年計画を策定し、大規模なスタートアップの創出に取り組むとされている。

本県は、国が推進するスタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市構想において、世界に肩を並べる「グローバル拠点都市」に選定されており、神戸市と連携してファンドを設立するなど、スタートアップ支援の充実を図っている。

さらに今年度からは、社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成する「ひょうごスタートアップアカデミー」を始めるなど、起業支援や人材育成等に取り組んでいるが、スタートアップの創出・育成には、これらの取組の継続や強化が必要であり、国による一層の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、経済成長や社会課題の解決に向けての大きな役割が期待されるスタートアップの創出・育成に向けて、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が実施するスタートアップ創出や育成のための施策に対して、継続的な支援の充実強化を図ること。
- 2 グローバル拠点都市の地方公共団体が実施するスタートアップ創出・支援施策に対して、自由度の高い交付金制度を創設すること。
- 3 スタートアップ創出に資する人材育成や投資環境の整備、規制緩和を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣

}  
}

様

兵庫県議会議長 小西隆紀



## 意見書案提出書

別紙「教職員の多忙化対策に係る国の財政支援の拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

教職員の多忙化対策に係る国の財政支援の拡充を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まりを背景に、学校現場における課題は一層複雑化、多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICT の活用や学校現場における感染症対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教職員は、中教審答申にあるように、本来の業務以外も行わざるをえない状況にあり、多忙を極めている。

また、教職員の未配置問題が深刻化し、代替教職員や加配教職員等が配置されず、教職員一人あたりの負担が大きくなっている。さらに、教員の多忙化により、教員志望者が減少している。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成 21 年からその縮減に取り組み、令和 2 年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、7 時間 45 分労働に収まるよう教職員定数増を含め、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員の負担軽減策及び子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。
- 2 教職員定数増と合わせて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを定数化して多様な教職員が学校を支えるようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀





## 意見書案提出書

別紙「靈感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための対策強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

意見書案 第124号

靈感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための  
対策強化を求める意見書

宗教や霊といった超自然的なものを悪用し、人を心理的な不安に陥れて金員を出させる旧統一協会などの靈感・霊視商法の被害が後を絶たない。

「先祖の霊がついている」、「先祖や水子のたたり」等と語り、不安な心理状態に陥れ、畏怖させ、それにつけ込んで、印鑑、壺、掛け軸などを法外な金額で売りつけたり、それから救われるためには祈祷をする必要があるとあって法外な祈祷料を支払わせるなど、多様な手口が明らかになっている。

「全国靈感商法対策弁護士連絡会」によると、全国の弁護士団に寄せられた相談件数は1987～2021年で2万8,236件、被害額は約1,181億円であり、消費者センター等への相談件数やその被害額を合わせると、被害の実態は更に甚大なものになる。

靈感・霊視商法の被害は立証が困難で、解決にも費用と時間がかかる場合が多いとされるため、表面化していない被害も巨大で、史上最大の消費者被害とさえ言われる。

靈感・霊視商法による被害を未然に防ぐための対策と被害者に対する相談体制を強化することが求められている。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した対策を適時に講じるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 被害実態の把握を早急に進めるとともに、まずは現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済を行うこと。適切な対応が迅速にとることができるよう、新たな法整備を研究すること。
- 2 灵感・霊視商法による被害を未然に防止するため、消費者啓発事業を強化すること。
- 3 灵感・霊視商法による被害に適切に対応するため、地方における消費生活センターの機能強化及び消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀



## 意見書案提出書

別紙「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。国は本年 4 月 26 日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととしている。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図られるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、国におかれては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながら OJT 等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

様

兵庫県議会議長 小西隆紀





## 意見書案提出書

別紙「医師の地域偏在、診療科偏在等に対応するための医師確保対策の充実を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

医師の地域偏在、診療科偏在等に対応するための医師  
確保対策の充実を求める意見書

コロナ禍で繰り返している医療逼迫の背景にあるのが、医師不足であり、日本の臨床医は、OECD加盟国の単純平均より約13万人も少ないのが実態である。47都道府県すべてがOECD平均を下回っており、医師確保対策の充実が課題となっている。

また、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている医学部の地域枠の入学定員は、2021年度まで都道府県に一律に毎年原則10名を上限とされていたが、地域における医師不足、診療科偏在の問題は解消されていない。

こうした状況にもかかわらず、「医療従事者の需給に関する検討会」において、医学部定員については、医師需給推計を踏まえ、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む総定員を減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で検討が進められている。

これではますます、へき地で勤務する医師を確保することができない。

よって、国におかれては、地域における医師不足、診療科偏在の問題の解消に向け、下記項目に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 医師の需給推計については、新興感染症等の感染拡大時にも必要な医療が提供できる体制を確保するため、地域に必要な供給量を再検証するとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程等を明確に示し、十分な説明を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、2022年度及び2023年度については暫定的に現行どおりとされたが、2024年度以降も、地域枠の設定が医師の地域偏在の改善に資する効果をより明確化し、また、改善が明確でない診療科偏在の是正策が確立するまでは、医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること。
- 3 地域枠については、地域の実情に応じ、地域枠が設置できるよう、都道府県知事が必要とする数を別途要請することも可能な制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀



## 意見書案提出書

別紙「高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

意見書案 第 127 号

高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書

令和 4 年 4 月より生殖補助医療（いわゆる不妊治療）が保険適用となった。これにより利用者負担の軽減につながっている一方で、一律の保険点数制度により成功率にかかわらず診療報酬が一律となり、機材や技術の付加価値が評価されない制度となっている。

よって国におかれては、不妊治療が保険適用となったことで、支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 10 月 24 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

## 意見書案提出書

別紙「児童生徒用送迎バス等の置き去り防止に向けた対策を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志



意見書案 第128号

児童生徒用送迎バス等の置き去り防止に向けた対策を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。また、本年9月にも静岡県で同様の事案が発生している。児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び同乗する職員には、現状、安全研修等の義務がない。

国においては、こどもの安全対策を強化するための安全管理マニュアルの整備、システムの普及、送迎バスの安全装置支援など、再発防止対策の策定が求められている。また、保育所の人員不足も深刻であり、再発防止策と併せて人員配置基準引き上げなどの根本的な対策も必要である。

よって、国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び同乗する職員への安全研修などを義務付けること。また、送迎バスの安全装置設置に対する十分な支援を行うこと。
- 2 保育所の人員配置基準を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
こども政策担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

## 意見書案提出書

別紙「中学校・高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年10月24日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

## 意見書案 第 129 号

### 中学校・高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動が広がり、国は、2021年、約40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級の実現に踏みだした。

教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学校、高校でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業の在り方を変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性が生まれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学校での少人数学級の実施に意欲を示していた。

国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学校での早期の35人学級の実現並びに高校における少人数学級編制の実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀



常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和4年10月24日

総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の養成と働き方改革の推進について
- 5 元町地域の活性化の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 情報化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 県民文化の創造について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
- 4 医療確保と健康づくりについて
- 5 感染症等対策の推進について

産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 産業競争力の向上について
- 3 人材の確保・育成について
- 4 交流の促進について

農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 環境適合型社会の形成と地球環境問題への対応及び自然環境の保全・再生について
- 6 地域環境負荷の低減と循環型社会の構築について

## 建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

## 文教常任委員会

- 1 「生きる力」を育む教育の推進について
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実について
- 3 人生100年を通じた学びの推進について

## 警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 7 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

## 議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について